

一般廃棄物処分業許可書

平成25年 3月18日

株式会社 北 斗 興 業
代表取締役 山 田 敏 文 様

斜里町長 馬 場



平成26年3月7日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、斜里町廃棄物処理及び清掃に関する条例第14条第1項及び同施行規則第5条の規定によりこれを許可する。

許可区分	一般廃棄物処分業
許可の種類	抜開物(すき取物、根、笹根)
許可の区域	斜里町全域
許可期間	自 平成26年 4月 1日 ~ 至 平成28年 3月31日
備考	処理施設の所在・・・斜里町字峰浜126-1、字日の出120-1

遵守事項

- 1) 業務を行う場合は、一般廃棄物処理基準に基づき行うこと。
- 2) 帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令に基づき記載すること。
- 3) 業務を他に委託しないこと。
- 4) 本許可書は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 5) 許可期間中に事業の範囲に変更を生じたときは、事業変更許可申請を、その他の事項に変更が生じたときは事業変更届を提出すること。
- 6) 事業の廃止又は、許可を取り消されたときは、速やかに許可書を返還すること。
- 7) その他関係法令を遵守すること。